

# 四半期報告書

(第9期第3四半期)

イー・ギャランティ株式会社



---

# 四 半 期 報 告 書

---

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

# 目 次

	頁
【表紙】 .....	1
第一部 【企業情報】 .....	2
第1 【企業の概況】 .....	2
1 【主要な経営指標等の推移】 .....	2
2 【事業の内容】 .....	3
3 【関係会社の状況】 .....	3
4 【従業員の状況】 .....	3
第2 【事業の状況】 .....	4
1 【生産、受注及び販売の状況】 .....	4
2 【経営上の重要な契約等】 .....	5
3 【財政状態及び経営成績の分析】 .....	5
第3 【設備の状況】 .....	8
第4 【提出会社の状況】 .....	9
1 【株式等の状況】 .....	9
2 【株価の推移】 .....	19
3 【役員の状況】 .....	20
第5 【経理の状況】 .....	21
1 【四半期連結財務諸表】 .....	22
2 【その他】 .....	40
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】 .....	41

四半期レビュー報告書

確認書

## 【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成21年2月13日

【四半期会計期間】 第9期第3四半期(自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)

【会社名】 イー・ギャランティ株式会社

【英訳名】 e G u a r a n t e e , I n c .

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 江 藤 公 則

【本店の所在の場所】 東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号

【電話番号】 03-5447-3577 (代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役 馬 場 豊 吉

【最寄りの連絡場所】 東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号

【電話番号】 03-5447-3577 (代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役 馬 場 豊 吉

【縦覧に供する場所】 イー・ギャランティ株式会社 大阪支店  
(大阪市中央区久太郎町四丁目1番3号)  
イー・ギャランティ株式会社 九州支店  
(福岡市博多区博多駅前四丁目1番1号)  
株式会社ジャスダック証券取引所  
(東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番8号)

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第9期 第3四半期連結 累計期間	第9期 第3四半期連結 会計期間	第8期
会計期間	自 平成20年 4月1日 至 平成20年 12月31日	自 平成20年 10月1日 至 平成20年 12月31日	自 平成19年 4月1日 至 平成20年 3月31日
売上高 (千円)	1,956,168	725,738	—
経常利益 (千円)	359,898	136,694	—
四半期(当期)純利益 (千円)	203,541	77,026	—
純資産額 (千円)	—	2,187,849	—
総資産額 (千円)	—	3,983,918	—
1株当たり純資産額 (円)	—	88,683.98	—
1株当たり四半期 (当期)純利益 (円)	10,076.32	3,813.21	—
潜在株式調整後 1株当たり四半期 (当期)純利益 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	—	45.0	—
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	494,337	—	—
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	△566,274	—	—
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	389,000	—	—
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (千円)	—	2,383,192	—
従業員数 (名)	—	79	—

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3 第9期第2四半期より(四半期)連結財務諸表を作成しているため、それ以前については記載しておりません。

## 2 【事業の内容】

当第3四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

## 3 【関係会社の状況】

当第3四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

## 4 【従業員の状況】

### (1) 連結会社における状況

平成20年12月31日現在

従業員数(名)	79
---------	----

(注) 1 従業員数は、当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員であります。

2 従業員数は就業人員であり、また臨時従業員の総数については従業員数の100分の10未満のため記載を省略しております。

### (2) 提出会社の状況

平成20年12月31日現在

従業員数(名)	79
---------	----

(注) 1 従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人員であります。

2 従業員数は就業人員であり、また臨時従業員の総数については従業員数の100分の10未満のため記載を省略しております。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

該当事項はありません。

(2) 受注実績

該当事項はありません。



### (3) 販売実績

当第3四半期連結会計期間における販売実績を事業の商品別に示すと、次のとおりであります。

商品別	サービス名	金額（千円）	
事業法人向け保証サービス	包括保証	売上高課金方式	152,487
		限度額課金方式	399,340
	個別保証	147,910	
	小計	699,738	
金融法人向け保証サービス	—	26,000	
合計	—	725,738	

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

## 2 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等は行われておりません。

## 3 【財政状態及び経営成績の分析】

文中の将来に関する事項は、本四半期報告書提出日現在において当社グループ(当社及び連結子会社)が判断したものであります。

### (1) 経営成績の分析

当第3四半期連結会計期間におけるわが国経済は、米国発のサブプライムローン問題に端を発する世界的な景気後退が拡大するとともに、相次ぐ大型倒産や株式市場の急落等の金融不安の高まりから、先行き不透明な状況が続いております。

当社グループを取り巻く環境として、平成20年1月から同12月までの企業の法的整理による倒産は12,681件と、前年比15.7%の増加となり、同期間の負債総額は11兆9,113億200万円と前年比116.9%の増加となりました(帝国データバンク調べ)。さらに、同期間の上場企業倒産件数が戦後最多となるなど経済環境の悪化は深刻化しております。

このような環境下、信用リスク保証サービスは堅調に推移いたしました。大型の倒産が相次ぎ、企業の信用リスクが急速に高まる中、貸し倒れリスクをヘッジしたい企業のほか、取引先の倒産が自社の資金調達にも影響を及ぼすことを懸念する企業からの問合せが増加いたしました。また、不況時でも安定的に取引を維持したいというニーズをもつ大企業からの問合せも増加いたしました。

問合せ数が増加する一方で、リスクに基づいて契約を細かく分類し、リスクポートフォリオの優良化を図ることで安定的にリスク受託を行ってまいりました。

以上の結果、当第3四半期連結会計期間における業績は、売上高725,738千円、営業利益134,396千円、経常利益136,694千円、四半期純利益77,026千円となりました。

なお、平成21年3月期が連結財務諸表の作成初年度であるため、前年同期比較は記載しておりません。

商品別の業績は次のとおりであります。

#### ① 事業法人向け保証サービス

事業法人向け保証サービスにおいては、信用リスクの保証に対するニーズが高いことに加え、顧客をセグメント化し、きめ細かな料率設定を行ったことで、大企業が保有する高額なリスクの受託が増加いたしました。また、当第3四半期連結会計期間において新たに地方銀行1行との業務提携を行

い、地方銀行との業務提携数は30行となりました。これらの結果、当該サービスに係る売上高は699,738千円となりました。

## ②金融法人向け保証サービス

金融法人向け保証サービスにおいては、貸付余力が低下し融資先に対する不安が広がる中で、リスクを回避しながら企業に対する貸付の拡大・多様化を図りたいという金融機関のニーズと、資金調達環境の悪化から、資金調達方法や調達先を多様化したいという中小企業のニーズの高まりにより、ノンバンク等からの保証依頼も増加し、新規契約の獲得につながりました。その結果、当該サービスに係る売上高は26,000千円となりました。

## (2)財政状態の分析

平成21年3月期が連結財務諸表の作成初年度であるため、前年同期比較は記載しておりません。

### ①資産の部

当第3四半期連結会計期間末の総資産は、3,983,918千円となりました。

流動資産は、3,374,585千円となりました。主な内訳は、現金及び預金2,983,192千円、前払費用191,530千円及び未収入金170,013千円であります。

固定資産は、609,332千円となりました。主な内訳は投資有価証券492,711千円及び敷金62,243千円であります。

### ②負債の部

負債合計は、1,796,069千円となりました。

流動負債は、1,724,424千円となりました。主な内訳は、前受金1,450,390千円、未払法人税等106,219千円及び買掛金72,803千円であります。

固定負債は、71,644千円となりました。内訳は、長期預り保証金40,000千円、役員退職慰労引当金31,644千円であります。

### ③純資産の部

純資産合計は、2,187,849千円となりました。主な内訳は、資本金1,048,575千円、資本剰余金458,575千円、利益剰余金284,266千円及び少数株主持分382,194千円であります。

## (3)キャッシュ・フローの状況

当第3四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は、第2四半期連結会計期間末と比べ1,348,437千円増加し、2,383,192千円となりました。

当第3四半期連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況は以下のとおりであります。

### (営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果増加した資金は、265,233千円となりました。主な増加要因は、税金等調整前四半期純利益136,694千円、前受金の増加112,979千円及び前払費用の減少64,717千円であります。一方、主な減少要因は、未収入金の増加22,675千円及び法人税等の支払額61,772千円であります。

### (投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果増加した資金は、1,083,203千円となりました。増加要因は、定期預金の純減少額1,100,000千円であります。一方、主な減少要因は敷金の差入による支出12,051千円であります。

### (財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動による資金の増減はありませんでした。

なお、当第3四半期連結累計期間末における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は、前事業

年度末と比べ317,063千円増加し、2,383,192千円となりました。

当第3四半期連結累計期間における各キャッシュ・フローの状況は以下のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果増加した資金は、494,337千円となりました。主な増加要因は、税金等調整前四半期純利益359,383千円及び前受金の増加241,318千円、前払費用の減少額50,640千円であります。一方、主な減少要因は、未収入金の増加69,260千円及び法人税等の支払額175,289千円であります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果減少した資金は、566,274千円となりました。主な減少要因は、定期預金の純増加額50,000千円、敷金の差入による支出12,457千円及び投資有価証券の取得による支出491,680千円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果増加した資金は、389,000千円となりました。これは、少数株主からの出資受入による収入389,000千円であります。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結会計期間において、当連結会社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(5) 研究開発活動

該当事項はありません。

(6) 経営成績に重要な影響を与える要因及び経営戦略の現状と見通し

当社グループを取巻く環境として、世界的な景気悪化のもと、相次ぐ大型倒産による信用リスクの急速な高まりや金融不安は現在も続いております。素材価格の高騰は一転し反落傾向にあるものの、世界的な需要低迷や円高の進行は、今後も企業の収益環境を圧迫すると考えられ、特に中小企業にとっては今後も厳しい状況が続くことが予想されます。

不況期で倒産リスクが高まる環境下においては、同時に信用リスクヘッジに対するニーズも高まります。当社グループはこの環境を信用リスク市場の裾野拡大を進めるための好機と捉え、更なる保証残高の拡大に努めてまいります。そのために、基本戦略である「販売チャネルの拡大」、「保証対象債権の拡大」及びリスクに見合った料率による引受けを通じた「低コスト化による顧客層の拡大」を進めつつ、今後は、企業の資金化ニーズに応えるための新たなスキームの提案や、取引先の倒産による万が一のリスクをヘッジするリスクファイナンスのサポート等、商品の拡充に積極的に取り組んでまいります。

### 第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第3四半期連結会計期間において、第2四半期連結会計期間末に計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な設備計画の完了はありません。また、当第3四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等はありません。

当第3四半期連結会計期間において、第2四半期連結会計期間末に計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。

## 第4 【提出会社の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

##### ① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	39,200
計	39,200

##### ② 【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成20年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成21年2月13日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	20,200	20,200	ジャスダック 証券取引所	当社は単元株式数を 定めておりません。
計	20,200	20,200	—	—

(注) 提出日現在の発行数には、平成21年2月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

#### (2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

##### ① 平成18年10月31日臨時株主総会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数(個)	537
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 当社は単元株式数を定めておりません。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	537(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	180,000(注)2
新株予約権の行使期間	平成20年11月1日～平成26年10月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 180,000 資本組入額 90,000
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の一切の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1 株式の数の調整

本新株予約権を発行する日(以下、「発行日」という。)以降、当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により未発行の付与株式数につき調整を行い、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割・株式併合の比率

また、発行日以降、当社が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、資本の減少、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で未行使の付与株式数を調整することができる。

## 2 払込金額の調整

当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分（新株予約権の行使に伴うものを除く）を行う場合、次の算式によりその時点における払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

なお、次の算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式を控除した数をいうものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数又は処分する自己株式数} \times \text{1株当たり払込金額又は1株当たり処分金額}}{\text{調整前払込金額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数 又は 処分する自己株式数}}$$

さらに、当社が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合等、払込金額の調整を必要とする場合には、当社はその条件等を勘案の上、合理的な範囲内で払込金額の調整を行うことができるものとする。

## 3 権利行使の条件等

(1) 新株予約権の割当を受けた当社取締役及び従業員が権利行使時に当社及び当社の子会社等の取締役、監査役もしくは従業員の地位を有していること。ただし、次の場合はこの限りではない。

- ① 任期満了により、取締役又は監査役を退任する場合
- ② 取締役又は監査役を解任された場合（ただし、当社の就業規則により懲戒解雇又は諭旨退職の制裁を受けた場合を除く）
- ③ 定年により、従業員が退職する場合
- ④ 任期途中で、取締役を退任した場合
- ⑤ 従業員が会社都合により退職した場合（ただし、当社の就業規則により懲戒解雇又は諭旨退職の制裁を受けた場合を除く）

(2) 新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認めない。ただし、相続は除く。

(3) 1年間に権利行使できる新株予約権の個数は、以下のとおりとする。ただし、1年間に行使できる新株予約権の個数は、当初割当個数の1/2（役員は1/3）を上限とする。なお、所定の割当個数が10個以下であるときはこの限りでない。

(役員)

- ① 平成21年11月1日から平成22年10月31日まで  
上記期間において権利行使できる新株予約権の個数は、当初割当個数の1/3を上限とする。ただし、新株予約権の行使個数に1個未満の端数が生じる場合には、これを繰り上げるものとする。
- ② 平成22年11月1日から平成23年10月31日まで  
上記期間において権利行使できる新株予約権の個数は、当初割当個数の1/3を上限とする。ただし、新株予約権の行使個数に1個未満の端数が生じる場合には、これを繰り上げるものとする。
- ③ 平成23年11月1日から平成26年10月31日まで  
上記期間において権利行使できる新株予約権の個数は、当初割当個数を上限とする。ただし、新株予約権の行使個数に1個未満の端数が生じる場合には、これを繰り上げるものとする。

(従業員)

- ① 平成20年11月1日から平成21年10月31日まで  
上記期間において権利行使できる新株予約権の個数は、当初割当個数の1/3を上限とする。ただし、新株予約権の行使個数に1個未満の端数が生じる場合には、これを繰り上げるものとする。

- ② 平成21年11月1日から平成22年10月31日まで  
上記期間において権利行使できる新株予約権の個数は、当初割当個数の1/3を上限とする。ただし、新株予約権の行使個数に1個未満の端数が生じる場合には、これを繰り上げるものとする。
  - ③ 平成22年11月1日から平成25年10月31日まで  
上記期間において権利行使できる新株予約権の個数は、当初割当個数を上限とする。ただし、新株予約権の行使個数に1個未満の端数が生じる場合には、これを繰り上げるものとする。
- (4) その他条件は、当社取締役会決議に基づき当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

② 平成19年9月25日開催の取締役会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数(個)	190
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 当社は単元株式数を定めておりません。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	190(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	186,000(注)2
新株予約権の行使期間	平成22年6月30日～平成26年6月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 186,000 資本組入額 93,000
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

(注) 1 株式の数の調整

新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株である。

当社が株式分割(株式無償割当を含む。以下同じ)又は株式併合を行う場合、各割当対象者に割り当てられる新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、当該時点において行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとし、金銭による調整は行わないものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、上記のほか、目的である株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、株式の数の調整を行うことができるものとする。

2 払込金額の調整

新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数又は処分する自己株式数} \times \text{1株当たり払込金額又は1株当たり処分金額}}{\text{調整前払込金額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} \text{ 又は } \text{処分する自己株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。



### 3 権利行使の条件等

- (1) 新株予約権の割当を受けた当社取締役が権利行使時に当社及び当社の子会社等の取締役、監査役もしくは従業員としての地位を有していること。ただし、次の場合はこの限りではない。
  - ① 任期満了により、取締役又は監査役を退任する場合
  - ② 取締役又は監査役を解任された場合（ただし、当社の就業規則により懲戒解雇又は諭旨退職の制裁を受けた場合を除く）
  - ③ 任期途中で、取締役を退任した場合
- (2) 新株予約権の質入その他一切の処分は認めない。ただし、相続は除く。
- (3) その他条件は、当社取締役会決議に基づき当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

### 4 組織再編行為時の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記株式の数に準じて決定する。
- (3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の金額  
組織再編行為の条件等を勘案の上、調整される行使金額に上記（2）にしたがって決定される株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (4) 新株予約権を行使することができる期間  
残存新株予約権の権利行使期間と同じとする。
- (5) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
各新株予約権を譲渡するときは、再編対象会社の承認を要するものとする。
- (6) その他の条件については、残存新株予約権の条件に準じて決定する。

③平成19年9月25日開催の取締役会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数(個)	60
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 当社は単元株式数を定めておりません。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	60(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	186,000(注)2
新株予約権の行使期間	平成21年6月30日～平成25年6月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 186,000 資本組入額 93,000
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

(注)1 株式の数の調整

新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株である。

当社が株式分割(株式無償割当を含む。以下同じ)又は株式併合を行う場合、各割当対象者に割り当てられる新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、当該時点において行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとし、金銭による調整は行わないものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、上記のほか、目的である株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、株式の数の調整を行うことができるものとする。

2 払込金額の調整

新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数又は処分する自己株式数} \times \text{1株当たり払込金額又は1株当たり処分金額}}{\text{調整前払込金額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数 又は 処分する自己株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

上記のほか、払込金額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で払込金額の調整を行うことができるものとする。

### 3 権利行使の条件等

- (1) 新株予約権の割当を受けた当社従業員及び当社子会社の取締役、監査役、従業員が権利行使時に当社及び当社の子会社等の取締役、監査役もしくは従業員の地位を有していること。ただし、次の場合はこの限りではない。
  - ① 任期満了により、取締役又は監査役を退任する場合
  - ② 取締役又は監査役を解任された場合（ただし、当社の就業規則により懲戒解雇又は諭旨退職の制裁を受けた場合を除く）
  - ③ 定年により、従業員が退職する場合
  - ④ 任期途中で、取締役を退任した場合
  - ⑤ 従業員が会社都合により退職した場合（ただし、当社の就業規則により懲戒解雇又は諭旨退職の制裁を受けた場合を除く）
- (2) 新株予約権の質入その他一切の処分は認めない。ただし、相続は除く。
- (3) その他条件は、当社取締役会決議に基づき当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

### 4 組織再編行為時の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記株式の数に準じて決定する。
- (3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の金額  
組織再編行為の条件等を勘案の上、調整される行使金額に上記（2）にしたがって決定される株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (4) 新株予約権を行使することができる期間  
残存新株予約権の権利行使期間と同じとする。
- (5) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
各新株予約権を譲渡するときは、再編対象会社の承認を要するものとする。
- (6) その他の条件については、残存新株予約権の条件に準じて決定する。

④平成20年10月16日開催の取締役会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数(個)	200
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 当社は単元株式数を定めておりません。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	200(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	136,353(注)2
新株予約権の行使期間	平成23年10月17日～平成27年10月16日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 136,353 資本組入額 68,177
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

(注)1 株式の数の調整

新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株である。

当社が株式分割(株式無償割当を含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合、各割当対象者に割り当てられる新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、当該時点において行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、上記のほか、目的である株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、株式の数の調整を行うことができるものとする。

2 払込金額の調整

新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

新株予約権の割当日後、当社が時下を下回る価額で普通株式の発行または普通株式の自己株式の処分(新株予約権の行使による場合等一定の場合を除く)を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数又は処分する自己株式数} \times \text{行使価額又は1株当たり処分金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} \text{ 又は } \text{処分する自己株式数}}$$

なお、上記算式中の「既発行株式数」からは、当社普通株式に係る発行済み株式の総数から当社が保有する普通株式の自己株式の数を除くものとする。

また、上記のほか、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合等行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、行使価額の調整を行うことができるものとする。

### 3 権利行使の条件等

- (1) 新株予約権の割当を受けた当社取締役が権利行使時に当社および当社の子会社等の取締役、監査役もしくは従業員の地位を有していること。  
ただし、次の場合はこの限りではない。
  - ① 任期満了により、取締役または監査役を退任する場合
  - ② 取締役または監査役を解任された場合（ただし、当社の就業規則により懲戒解雇又は諭旨退職の制裁を受けた場合を除く）
  - ③ 任期途中で、取締役を退任した場合
- (2) 新株予約権の質入その他一切の処分は認めない。ただし、相続を除く。
- (3) その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

### 4 組織再編行為時の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記株式の数に準じて決定する。
- (3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
組織再編行為の条件等を勘案の上、調整される行使価額に上記（2）に従って決定される株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (4) 新株予約権を行使することができる期間  
残存新株予約権の権利行使期間と同じとする。
- (5) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
各新株予約権を譲渡するときは、再編対象会社の承認を要するものとする。
- (6) その他の条件については、残存新株予約権の条件に準じて決定する。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成20年10月1日～ 平成20年12月31日	—	20,200	—	1,048,575	—	458,575

(5) 【大株主の状況】

当第3四半期会計期間において、大株主の異動は把握していません。

(6) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の議決権の状況については、実質株主が把握できず、記載することができませんので、直前の基準日である平成20年9月30日現在で記載しております。

① 【発行済株式】

平成20年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 20,200	20,200	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	20,200	—	—
総株主の議決権	—	20,200	—

② 【自己株式等】

平成20年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—

## 2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)	218,000	292,000	255,000	221,800	208,000	188,000	140,000	120,000	136,000
最低(円)	175,000	187,000	200,000	180,000	183,000	122,000	84,000	95,000	104,200

(注) 最高・最低株価はジャスダック証券取引所における株価を記載しております。

### 3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動はありません。



## 第5 【経理の状況】

### 1 四半期連結財務諸表の作成方法について

(1) 当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

(2) 第2四半期連結会計期間(自平成20年7月1日至平成20年9月30日)より四半期連結財務諸表を作成しているため、以下に掲げる四半期連結貸借対照表については、前連結会計年度との対比は行っておりません。

### 2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第3四半期連結会計期間(平成20年10月1日から平成20年12月31日まで)及び当第3四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、監査法人トーマツにより四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】  
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

当第3四半期連結会計期間末  
 (平成20年12月31日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	2,983,192
売掛金	7,495
前払費用	※1 191,530
繰延税金資産	17,713
未収入金	170,013
その他	4,639
流動資産合計	3,374,585
固定資産	
有形固定資産	※2 41,618
無形固定資産	12,183
投資その他の資産	
投資有価証券	492,711
その他	62,818
投資その他の資産合計	555,530
固定資産合計	609,332
資産合計	3,983,918
負債の部	
流動負債	
買掛金	72,803
未払法人税等	106,219
保証履行引当金	1,449
賞与引当金	36,285
前受金	※3 1,450,390
その他	57,276
流動負債合計	1,724,424
固定負債	
役員退職慰労引当金	31,644
長期預り保証金	40,000
固定負債合計	71,644
負債合計	1,796,069
純資産の部	
株主資本	
資本金	1,048,575
資本剰余金	458,575
利益剰余金	284,266
株主資本合計	1,791,416
新株予約権	14,237
少数株主持分	382,194
純資産合計	2,187,849
負債純資産合計	3,983,918

(2) 【四半期連結損益計算書】  
 【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)
売上高	1,956,168
売上原価	950,988
売上総利益	1,005,179
販売費及び一般管理費	*1 654,058
営業利益	351,121
営業外収益	
受取利息	9,736
その他	40
営業外収益合計	9,776
営業外費用	
支払手数料	1,000
営業外費用合計	1,000
経常利益	359,898
特別損失	
固定資産除却損	514
特別損失合計	514
税金等調整前四半期純利益	359,383
法人税等	*2 163,647
少数株主損失(△)	△7,805
四半期純利益	203,541

## 【第3四半期連結会計期間】

(単位：千円)

		当第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)
売上高		725,738
売上原価		361,010
売上総利益		364,728
販売費及び一般管理費	※1	230,331
営業利益		134,396
営業外収益		
受取利息		2,265
その他		32
営業外収益合計		2,298
経常利益		136,694
税金等調整前四半期純利益		136,694
法人税等	※2	61,929
少数株主損失(△)		△2,261
四半期純利益		77,026

## (3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>	
税金等調整前四半期純利益	359,383
減価償却費	12,572
株式報酬費用	8,870
保証履行引当金の増減額 (△は減少)	1,449
賞与引当金の増減額 (△は減少)	20,767
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)	8,748
受取利息	△9,736
固定資産除却損	514
売上債権の増減額 (△は増加)	2,308
仕入債務の増減額 (△は減少)	16,219
前払費用の増減額 (△は増加)	50,640
未収入金の増減額 (△は増加)	△69,260
前受金の増減額 (△は減少)	241,318
その他	21,438
小計	665,235
利息の受取額	4,391
法人税等の支払額	△175,289
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>494,337</b>
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	
定期預金の増減額 (△は増加)	△50,000
有形固定資産の取得による支出	△8,809
無形固定資産の取得による支出	△3,326
投資有価証券の取得による支出	△491,680
敷金の差入による支出	△12,457
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>△566,274</b>
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	
少数株主からの出資受入による収入	389,000
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>389,000</b>
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	317,063
現金及び現金同等物の期首残高	2,066,129
現金及び現金同等物の四半期末残高	* 2,383,192

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当第3四半期連結累計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日）

該当事項はありません。

【四半期連結財務諸表作成にあたり適用した簡便な会計処理】

当第3四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)
繰延税金資産の算定方法 当社の繰延税金資産の回収可能性の判断に関しては、前事業年度末以降に経営環境等、かつ、一時差異等の発生状況に著しい変化がないと認められるので、前事業年度において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングを利用する方法によっております。

【四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理】

当第3四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)
税金費用の計算 当連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積もり、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算する方法を採用しております。

**【追加情報】**

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)	
※1 前払費用	
主として当社が再保証委託先に支払う保証料(支払保証料)及び代理店に支払う紹介料(諸手数料)に係わる前払相当額であります。	
※2 有形固定資産の減価償却累計額	29,072千円
※3 前受金	
当社が保証契約先から受取る保証料に係わる前受相当額であります。	
4 偶発債務	
保証債務	99,114,740千円
当社は営業活動として保証契約先から売上債権の保証の引受を行っており、上記保証残高は、当社が提供している保証枠の金額を記載しております。なお、これに係る保証債務のうち97,650,640千円については、金融機関等による保険及び保証によって補填されております。	
5 担保資産	
担保に供されている資産について、事業の運営において重要なものであり、かつ、前事業年度末に比べて著しい変動が認められるもの	
現金及び預金(定期預金)	100,000千円
投資有価証券(国債)	492,711千円



(四半期連結損益計算書関係)

第3四半期連結累計期間

当第3四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)	
※1	販売費及び一般管理費の主なもの
	給与手当 231,358千円
	賞与引当金繰入額 36,067千円
	役員退職慰労引当金繰入額 8,748千円
※2	法人税等の表示方法
	当第3四半期連結累計期間における税金費用については、四半期特有の会計処理により計算しているため、法人税等調整額は「法人税等」に含めて表示しております。

第3四半期連結会計期間

当第3四半期連結会計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)	
※1	販売費及び一般管理費の主なもの
	給与手当 80,322千円
	賞与引当金繰入額 13,353千円
	役員退職慰労引当金繰入額 3,003千円
※2	法人税等の表示方法
	当第3四半期連結会計期間における税金費用については、四半期特有の会計処理により計算しているため、法人税等調整額は「法人税等」に含めて表示しております。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)	
※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借 対照表に掲記されている科目の金額との関係	
現金及び預金	2,983,192千円
預入期間が3か月超の定期預金	△600,000 //
現金及び現金同等物	<u>2,383,192千円</u>

(株主資本等関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成20年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年12月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当第3四半期連結会計期間末
普通株式(株)	20,200

2 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当第3四半期連結会計期間末残高(千円)
			前事業年度末	当第3四半期連結累計期間増加	当第3四半期連結累計期間減少	当第3四半期連結会計期間末	
提出会社	ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	14,237
	合計	—	—	—	—	—	14,237

(注) 当第3四半期連結会計期間末残高のうち、新株予約権を行使することができる期間が到来していない新株予約権の残高は14,237千円であります。

(リース取引関係)

当第3四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年12月31日)及び当第3四半期連結会計期間(自平成20年10月1日至平成20年12月31日)

所有権移転外ファイナンス・リース取引について通常の賃貸借取引に係る方法に準じて処理を行っておりますが、当四半期連結会計期間末におけるリース取引残高は前事業年度末に比べて著しい変動が認められないため、記載しておりません。

(有価証券関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成20年12月31日)

時価のある満期保有目的の債券が、当社グループの事業の運営において重要なものとなっており、かつ、当該有価証券の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額に前事業年度の末日に比べて著しい変動が見られます。

区分	四半期連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
国債・地方債等	492,711	503,900	11,188
計	492,711	503,900	11,188

(デリバティブ取引関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成20年12月31日)

当社グループは、デリバティブ取引を行っていないため、該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

当第3四半期連結会計期間(自平成20年10月1日至平成20年12月31日)

1 費用計上額及び科目名

販売費及び一般管理費 3,502千円

2 当第3四半期連結会計期間に付与したストック・オプションの内容

	第4回ストック・オプション
決議年月日	平成20年10月16日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 3名
株式の種類及び付与数	普通株式 200株
付与日	平成20年11月1日
権利確定条件	(注)2
対象勤務期間	平成20年11月1日～平成23年10月16日
権利行使期間	平成23年10月17日～平成27年10月16日
権利行使価格(円)	136,353
付与日における公正な評価単価(円)	73,724

(注) 1 スtock・オプションの数は株式数に換算して記載しております。

2 権利行使の条件等

新株予約権の割当を受けた当社取締役が権利行使時に当社及び当社の子会社等の取締役、監査役もしくは従業員の地位を有していることを要す。その他の細目について「新株予約権割当契約書」に定めるものとする。

(セグメント情報)

**【事業の種類別セグメント情報】**

当第3四半期連結会計期間（自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日）及び当第3四半期連結累計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日）

当社及び連結子会社の事業は、信用保証事業ならびにこれらの付帯業務の単一事業であります。従って、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

**【所在地別セグメント情報】**

当第3四半期連結会計期間（自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日）及び当第3四半期連結累計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日）

在外子会社及び在外支店がないため、記載を省略しております。

**【海外売上高】**

当第3四半期連結会計期間（自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日）及び当第3四半期連結累計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日）

海外売上高がないため、記載を省略しております。



(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)
88,683.98円

2 1株当たり四半期純利益

第3四半期連結累計期間

当第3四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)
1株当たり四半期純利益 10,076.32円 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 1株当たり四半期純利益の算定上の基礎

項目	当第3四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)
四半期連結損益計算書上の四半期純利益(千円)	203,541
普通株式に係る四半期純利益(千円)	203,541
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式の期中平均株式数(株)	20,200
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含まれなかった潜在株式について前事業年度末から重要な変動がある場合の概要	第1～4回ストック・オプション この概要は「新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

### 第3四半期連結会計期間

当第3四半期連結会計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)	
1株当たり四半期純利益	3,813.21円
なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。	

(注) 1株当たり四半期純利益の算定上の基礎

項目	当第3四半期連結会計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)
四半期連結損益計算書上の四半期純利益(千円)	77,026
普通株式に係る四半期純利益(千円)	77,026
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式の期中平均株式数(株)	20,200
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含まれなかった潜在株式について前事業年度末から重要な変動がある場合の概要	第1～4回ストック・オプション この概要は「新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

当第3四半期連結会計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)	
担保資産	
当社は、保証契約先から引き受けた保証債務の一部について、大口の保証契約の締結に伴い、平成21年1月30日に、新たに金融機関に以下の担保を提供いたしました。	
現金及び預金（定期預金）	1,000,000千円

## 2【その他】

該当事項はありません。

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。



# 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年2月9日

イー・ギャランティ株式会社  
取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員 公認会計士 勝 又 三 郎 印  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 服 部 一 利 印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているイー・ギャランティ株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成20年10月1日から平成20年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、イー・ギャランティ株式会社及び連結子会社の平成20年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。  
2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

